

株 主 各 位

東京都品川区西五反田七丁目21番11号
アライドテレシスホールディングス株式会社
代表取締役会長 大 嶋 章 禎

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2頁のご案内に従って平成31年3月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月28日（木曜日）午前10時30分
（受付開始：午前10時）
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目5番7号
T O C有明4階 EASTホール
※昨年とは場所が異なりますので、ご注意ください。
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第32期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成31年3月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、54頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成31年3月27日（水曜日）午後5時30分までにご行使ください。

(3) 代理人による議決権行使の場合

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.at-global.com>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成30年1月1日
至 平成30年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成30年1月1日～平成30年12月31日）における世界経済は、中国経済の減速や米国の保護主義政策の影響等、先行き不透明な状況で推移しました。一方、日本経済は企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調となりました。

当社グループが属する情報通信機器業界は、全般的に鈍い成長の中にあるものの、IoT普及に伴うワイヤレス通信への対応、増加するサイバー攻撃への情報セキュリティ対策、IT運用管理の複雑化に伴う業務負荷と人材不足への対応、といった面での需要が拡大しています。

このような状況の下、当社グループは、持続的な成長と安定した収益確保を目指し、市場のニーズに沿った「ワイヤレス」と「セキュリティ」というキーワードを軸とし、新たな事業や製品・サービスの開発に取り組みつつ、顧客ニーズに沿ったソリューション営業に取り組みました。具体的には、ワイヤレスとして、二つの異なる通信方式を同時に動作させる世界初のハイブリッドワイヤレスシステム「AWC-CB」をリリースし、セキュリティとして、技術者のセキュリティ教育研修事業や顧客のネットワークシステムの脆弱性を診断するラボを開設しました。また、製品開発面では、有線と無線が統合されたネットワークの運用管理について、自動化や一元管理が可能なソフトウェアの開発を推進したほか、営業面では、重点エリアでの営業体制を強化しつつ、各種セミナーや展示会を通して販促活動を強化してまいりました。

当連結会計年度の業績は、営業体制を強化した日本やヨーロッパでの売上が好調となった一方、米国での売上が減少し、売上高は286億38百万円（前連結会計年度比1.9%減）となりました。

利益面では、売上総利益率は引き続き高い水準を維持したものの、営業体制の増強による人件費や販促活動の強化による広告費等が増加したため、営業利益は5億50百万円（前連結会計年度比51.8%減）となりました。また、当連結会計年度末は前連結会計年度末に比べ円高に推移したことから、為替差損として2億33百万円（前連結会計年度は1億14百万円の為替差損）、支払手数料として1億35百万円（前連結会計年度は85百万円）を計上したこと等により、経常利益は84百万円（前連結会計年度比90.0%減）となりました。また、特別損益として子会社清算益等の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は、2億11百万円（前連結会計年度比81.3%減）となりました。

当連結会計年度における当社グループの所在地別セグメント売上高の概要は以下のとおりです。

■ 日本

日本では、営業体制を強化し、ダイレクトタッチによるソリューション営業や付加価値サービスの拡販を推し進めてまいりました。これにより、自治体のシステム強靱化対策により前連結会計年度に好調であった公共機関向けの受注が当連

結会計年度で減少したものの、医療、文教分野で好調となりました。製品別では、主力製品であるxシリーズ・スイッチ製品群や無線LANアクセスポイントの販売が好調となったほか、ネットワーク設計・構築等のサービス売上が伸長しました。この結果、日本での売上高は161億60百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

■米州

米州では、米カリフォルニア州の公共交通機関向け監視カメラソリューションの大型案件を受注したものの、中央・州政府機関からの受注が大幅に減少しました。製品別では、ネットワークインターフェースカード、メディアコンバータ及びxシリーズ・スイッチ製品群の出荷が減少しました。また、中南米では、南米での営業拠点の集約に伴い、販売は低調となりました。この結果、米州全体での売上高は、54億3百万円（前連結会計年度比15.5%減）となりました。

■EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）

EMEAでは、重点エリアとしてドイツで営業体制を強化し、各国でパートナー企業の連携強化に努めました。これにより、ドイツでは医療機関向けや製造業向けの案件が増加し、フランスではパートナー企業との協業により公共案件を中心に売上が伸長しました。製品別では、xシリーズ・スイッチ製品群やSFPモジュール製品の売上が増加しました。この結果、EMEA全体での売上高は、47億18百万円（前連結会計年度比6.4%増）となりました。

■アジア・オセアニア

アジア・オセアニアでは、マレーシアでは文教や医療機関向け案件、インドネシアでは政府系機関のオフィスネットワーク案件等が好調となりました。一方、タイやニュージーランドで公共機関からの受注が振るわず、売上は減少しました。製品別では、xシリーズ・スイッチ製品群の売上が伸長しましたが、産業用スイッチの売上が減少しました。この結果、アジア・オセアニア全体での売上高は23億56百万円（前連結会計年度比8.8%減）となりました。

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 前連結会計年度比 |
|-----------------|---------|---------|----------|
| 売上高 | 29,206 | 28,638 | △1.9% |
| 日本 | 15,793 | 16,160 | 2.3% |
| 米州 | 6,392 | 5,403 | △15.5% |
| EMEA | 4,436 | 4,718 | 6.4% |
| アジア・オセアニア | 2,583 | 2,356 | △8.8% |
| 営業利益 | 1,140 | 550 | △51.8% |
| 経常利益 | 848 | 84 | △90.0% |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,131 | 211 | △81.3% |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において海外子会社の研究施設、開発用機器、生産・検査用設備及び保守サービス用設備の取得など、総額11億37百万円の設備投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関からの借入れ及び市場からの直接調達など、資金需要ごとにより有利な方法で調達することとしております。

当連結会計年度は、平成30年6月27日付シンジケートローン契約による資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

ネットワークインフラに対する市場ニーズが高度化・広範化する中、当社グループは、技術力の向上、マーケティング力及び営業力の強化により、ネットワークのスペシャリストとして、迅速な対応と高度なトータルソリューションの提供により、事業価値・企業価値の向上に努めてまいります。

また、企業経営に対する健全性、透明性が求められる中、当社グループは、コーポレートガバナンスの確立、コンプライアンスの強化、会社情報の適時開示等を通して、これらの要求、要望に応えられるように全力で取り組んでまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第29期 (平成27年12月期) | 第30期 (平成28年12月期) | 第31期 (平成29年12月期) | 第32期 (当連結会計年度) (平成30年12月期) |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 28,361 | 29,301 | 29,206 | 28,638 |
| 営業利益又は営業損失(△) (百万円) | △2,527 | 572 | 1,140 | 550 |
| 経常利益又は経常損失(△) (百万円) | △2,680 | △430 | 848 | 84 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円) | △2,689 | 111 | 1,131 | 211 |
| 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (円) | △24.66 | 1.02 | 10.38 | 1.93 |
| 総資産 (百万円) | 20,153 | 21,007 | 20,992 | 22,675 |
| 純資産 (百万円) | 3,352 | 3,480 | 4,476 | 4,657 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 24.91 | 29.27 | 38.50 | 40.09 |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|--------------------|--------|--------------------------|
| アライドテレシス株式会社 | 1,987 百万円 | 100.0% | ネットワーク関連機器の開発、販売、保守 |
| Allied Telesis International (Asia)Pte.Ltd. | 33,582 シンガポールドル | 100.0% | ネットワーク関連機器の製造、物流統括、販売、開発 |
| Allied Telesis, Inc. | 18 千米ドル | 54.2% | ネットワーク関連機器の開発、販売 |

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

- ① ネットワーク関連機器の開発、製造、販売、保守及びコンサルティング
- ② コンピュータソフトウェア及び情報システムの開発、企画、製作、販売、保守及びコンサルティング
- ③ 上記①②に関連する工事の設計、施工、運用・管理、保守及びコンサルティング

(8) 主要な営業所及び工場（平成30年12月31日現在）

| | |
|------|---|
| 当 社 | 本社：東京都品川区 |
| 国内拠点 | 北海道、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県 |
| 海外拠点 | アメリカ、カナダ、メキシコ、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、ルーマニア、イスラエル、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナム、タイ、インドネシア、中国、台湾、韓国 |

(9) 使用人の状況（平成30年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------|--------------|-------------|
| 情報通信・ネットワーク関連事業 | 1,686 (49) 名 | 65名増 (4名減) |
| 合 計 | 1,686 (49) 名 | 65名増 (4名減) |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 35 (－) 名 | 11名増 (－) | 44.6歳 | 13年9ヶ月 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年12月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 2,679百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 1,499百万円 |
| 株式会社横浜銀行 | 862百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 617百万円 |
| 株式会社滋賀銀行 | 572百万円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 109,632,545株（自己株式186株を含む）
- (3) 株主数 15,246名
- (4) 大株主

| 株 主 名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|------------------------------------|------------|---------|
| OSHIMA GENERAL HOLDINGS NO. 1, LLC | 47,660,000 | 43.47 |
| 横山 尚之 | 1,432,200 | 1.31 |
| 松田 孝信 | 820,000 | 0.75 |
| 株式会社三井住友銀行 | 800,000 | 0.73 |
| 野末 郁代 | 700,000 | 0.64 |
| 日本証券金融株式会社 | 657,100 | 0.60 |
| アライドテレシスホールディングス従業員持株会 | 607,700 | 0.55 |
| 松井証券株式会社 | 524,700 | 0.48 |
| 山田 慎也 | 450,000 | 0.41 |
| 岡崎 吉男 | 441,500 | 0.40 |

（注）持株比率は、自己株式（186株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

（平成30年12月31日現在）

①第20回新株予約権（平成21年3月30日開催の第22回定時株主総会決議）

| | | | |
|---------------|--------------------------|--------|----------|
| 発行決議日 | 平成22年3月2日 | | |
| 新株予約権の数 | 9,200個 | | |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 920,000株 | | |
| 新株予約権の払込金額 | 金銭の払込みを要しない | | |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり81円 | | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年3月11日から平成31年3月30日まで | | |
| 当社役員の保有状況 | 人数 | 新株予約権数 | 目的となる株式数 |
| 取締役（社外取締役を除く） | 1名 | 1,000個 | 100,000株 |

②第21回新株予約権（平成21年3月30日開催の第22回定時株主総会決議）

| | | | |
|---------------|--------------------------|---------|------------|
| 発行決議日 | 平成22年3月2日 | | |
| 新株予約権の数 | 32,300個 | | |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 3,230,000株 | | |
| 新株予約権の払込金額 | 金銭の払込みを要しない | | |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり81円 | | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年3月11日から平成31年3月30日まで | | |
| 当社役員の保有状況 | 人数 | 新株予約権数 | 目的となる株式数 |
| 取締役（社外取締役を除く） | 1名 | 30,300個 | 3,030,000株 |

③第23回新株予約権（平成23年3月29日開催の第24回定時株主総会決議）

| | | | |
|---------------|--------------------------|---------|------------|
| 発行決議日 | 平成24年3月14日 | | |
| 新株予約権の数 | 25,730個 | | |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 2,573,000株 | | |
| 新株予約権の払込金額 | 金銭の払込みを要しない | | |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり138円 | | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成25年3月23日から平成33年3月28日まで | | |
| 当社役員の保有状況 | 人数 | 新株予約権数 | 目的となる株式数 |
| 取締役（社外取締役を除く） | 2名 | 15,000個 | 1,500,000株 |
| 監査役 | 1名 | 500個 | 50,000株 |

④第24回新株予約権（平成24年3月27日開催の第25回定時株主総会決議）

| | | | |
|---------------|--------------------------|---------|------------|
| 発行決議日 | 平成25年3月14日 | | |
| 新株予約権の数 | 34,235個 | | |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 3,423,500株 | | |
| 新株予約権の払込金額 | 金銭の払込みを要しない | | |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり255円 | | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年3月23日から平成34年3月26日まで | | |
| 当社役員の保有状況 | 人数 | 新株予約権数 | 目的となる株式数 |
| 取締役（社外取締役を除く） | 2名 | 16,250個 | 1,625,000株 |
| 監査役 | 2名 | 600個 | 60,000株 |

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年12月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|---------------|---|
| 代表取締役会長 | 大嶋章禎 | Allied Telesis, Inc. 取締役会長兼CEO アライドテレシス株式会社代表取締役社長 |
| 取締役 | Sachie Oshima | 米国スタンフォード大学医学部特任准教授 Allied Telesis, Inc. 取締役 Allied Telesis Capital Corp. 取締役 |
| 取締役 | Ashit Padwal | Allied Telesis Capital Corp. 取締役 Allied Telesis, Inc. チーフリスクオフィサー |
| 取締役 | 村山正和 | JLキャピタル社アドバイザー |
| 取締役 | 平岩孝一郎 | 日立キャピタル株式会社取締役 株式会社ドリームエステート東京代表取締役 |
| 常勤監査役 | 足立政治 | 株式会社カオナビ社外監査役 |
| 監査役 | 青木成夫 | — |
| 監査役 | 新井章治 | — |

- (注) 1. 取締役村山正和氏及び取締役平岩孝一郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役青木成夫氏及び監査役新井章治氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役足立政治氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役村山正和氏、取締役平岩孝一郎氏及び監査役青木成夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限定額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|--------------------|-------------|--------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 5名 (2名) | 108百万円 (12百万円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 14百万円 (8百万円) |
| 合 計 | 8名 (4名) | 122百万円 (20百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、年額7億円以内（使用人分給与は含まない。）です。（平成15年3月26日開催の第16回定時株主総会にて決議されました。）
 2. 監査役の報酬限度額は、年額5千万円以内です。（平成24年3月27日開催の第25回定時株主総会にて決議されました。）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

| 区 分 | 氏 名 | 重要な兼職先と当社との関係 |
|-------|-----------|--|
| 社外取締役 | 村 山 正 和 | JLキャピタル社アドバイザーを兼任しております。 同社と当社との間には特別の関係はありません。 |
| 社外取締役 | 平 岩 孝 一 郎 | 日立キャピタル株式会社取締役及び株式会社ドリームエステート東京代表取締役を兼任しております。 上記2社と当社の間には、特別の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 活動状況 |
|-------|-----------|--|
| 社外取締役 | 村 山 正 和 | 当事業年度に開催された取締役会には7回中5回出席いたしました。金融分野における専門知識及び経営に関する幅広い知識・経験を有しており、これらの経験や実績を活かし、総合的見地から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 社外取締役 | 平 岩 孝 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会には7回中6回出席いたしました。金融・通信分野における実務経験、豊富な経営経験を活かし、総合的見地から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

| 区 分 | 氏 名 | 活動状況 |
|-------|---------|--|
| 社外監査役 | 青 木 成 夫 | 当事業年度に開催された取締役会には7回の全てに、また、監査役会には10回の全てに出席いたしました。海外事業における豊富な経験を活かし、総合的見地から必要に応じて有用な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 新 井 章 治 | 当事業年度に開催された取締役会には7回の全てに、また、監査役会には10回の全てに出席いたしました。経営に関する幅広い知識・経験を有しており、これらの経験や実績を活かし、総合的見地から必要に応じて発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が47回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|--------------------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 45,500千円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 55,500千円 |

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等及び過去の監査の実績を検討した結果、当該報酬等に同意しております。
2. 当社の連結子会社であるアライドテレシス株式会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性及び専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任又は不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努めます。

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業倫理規程」等のコンプライアンス体制に係る規程を、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。本件所管部署は法務室とし、同部署を中心に役職員への教育等を行い、その徹底を図る。

内部監査人は、代表取締役の指示に従い、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に報告するものとする。法令上疑義ある行為等については、使用人が直接に情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。また、グループ全体のコンプライアンス体制の運用評価及び整備・強化・有効性の維持・向上のために必要な諸施策を提言することを目的とする「統合コンプライアンス委員会」を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査役は「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において諸規則の策定、研修の実施等を行うものとする。さらに、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応は、「統合コンプライアンス委員会」を中心に行うものとする。

新たに生じた重大なリスクについては、速やかに対応する責任者となる取締役を定め、対応にあたるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全役職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的目標及び「職務権限規程」に基づく効率的な目標達成のための方法を定める。業務担当取締役は、その進捗状況を定期的に取締役会に報告し、取締役会は、その内容を検討の上、改善を促すものとする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を与えるものとする。これには、グループ各社の取締役に對し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。総務室は、これらを横断的に推進し、管理する。

⑥ **子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る重要事項の当社への報告体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社が定める「グループ管理規程」に基づいて、子会社の業績、財務状況、重要な人事、その他重要な情報について取締役会は定期的な報告を受け、その状況に応じてリスク管理を行う。また、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は必要に応じて法務室長の了承を得た上で、法務室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その使用人は、その命令に関して取締役及び法務室長の指揮命令を受けないものとする。当該使用人の人事評価及び懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

⑧ **当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に定める事項（会社法第357条）に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を速やかに報告する。報告の方法は、取締役と監査役との協議により決定する。なお、監査役に前項の報告を行ったものに対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ **監査役は職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が職務執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ **その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役と代表取締役、業務担当取締役等との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査役は、必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

上記(1)の業務の適正を確保するための体制については、「統合コンプライアンス委員会」を設置し、その実効性を確認することとしております。当事業年度に関しては「統合コンプライアンス委員会」を2回開催しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」及び「買収防衛策」については、特に定めておりません。

なお、株式の大量買付行為等のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、関係諸法令に従い適切な措置を講じてまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な施策のひとつと位置づけており、財務体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した利益還元を継続的に行うことを基本方針としています。

当期につきましては、業績の向上に努めてまいりましたが、内部留保の充実及び剰余金の配当を実施するには不十分であることから、誠に不本意ではございますが無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|------------|---------------|------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 15,506,002 | 流 動 負 債 | 12,340,192 |
| 現金及び預金 | 3,599,921 | 支払手形及び買掛金 | 2,219,366 |
| 受取手形及び売掛金 | 5,951,118 | 短期借入金 | 2,029,970 |
| リース債権及びリース投資資産 | 293,937 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,583,999 |
| 商品及び製品 | 3,321,005 | 未払費用 | 1,230,256 |
| 仕掛品 | 293,786 | 未払法人税等 | 203,105 |
| 原材料及び貯蔵品 | 763,351 | 賞与引当金 | 102,853 |
| 繰延税金資産 | 408,101 | 前受収益 | 3,874,597 |
| その他 | 973,182 | その他 | 1,096,042 |
| 貸倒引当金 | △98,403 | 固 定 負 債 | 5,678,147 |
| 固 定 資 産 | 7,169,429 | 長期借入金 | 4,386,649 |
| 有形固定資産 | 4,837,129 | 繰延税金負債 | 44,432 |
| 建物及び構築物 | 1,177,903 | 退職給付に係る負債 | 643,859 |
| 機械装置及び運搬具 | 615,610 | その他 | 603,207 |
| 工具、器具及び備品 | 271,733 | 負 債 合 計 | 18,018,339 |
| 土地 | 2,683,460 | (純 資 産 の 部) | |
| 建設仮勘定 | 88,421 | 株 主 資 本 | 4,257,668 |
| 無形固定資産 | 71,624 | 資 本 金 | 10,012,040 |
| その他 | 71,624 | 資 本 剰 余 金 | 192,326 |
| 投資その他の資産 | 2,260,675 | 利 益 剰 余 金 | △5,946,683 |
| 投資有価証券 | 3,270 | 自 己 株 式 | △15 |
| 繰延税金資産 | 1,390,205 | その他の包括利益累計額 | 137,654 |
| その他 | 878,795 | 為替換算調整勘定 | 169,153 |
| 貸倒引当金 | △11,596 | 退職給付に係る調整累計額 | △31,498 |
| 資 産 合 計 | 22,675,431 | 新株予約権 | 261,768 |
| | | 純 資 産 合 計 | 4,657,091 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 22,675,431 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成30年1月1日
至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-------------------------------|----------|------------|
| 売 上 高 | | 28,638,528 |
| 売 上 原 価 | | 10,574,952 |
| 売 上 総 利 益 | | 18,063,575 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 17,513,434 |
| 営 業 利 益 | | 550,141 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 1,628 | |
| 助 成 金 収 入 | 8,778 | |
| 保 険 返 戻 金 | 6,399 | |
| そ の 他 | 5,680 | 22,487 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 114,786 | |
| 為 替 差 損 | 233,961 | |
| 支 払 手 数 料 | 135,000 | |
| そ の 他 | 4,078 | 487,826 |
| 経 常 利 益 | | 84,802 |
| 特 別 利 益 | | |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益 | 567 | |
| 子 会 社 清 算 益 | 66,540 | 67,107 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 8,224 | |
| 子 会 社 清 算 損 | 6,386 | 14,610 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 137,298 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 327,386 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △401,571 | △74,185 |
| 当 期 純 利 益 | | 211,484 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 211,484 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------------|------------|---------|------------|------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 9,988,297 | 168,583 | △6,158,167 | △8 | 3,998,704 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 23,743 | 23,743 | | | 47,486 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 211,484 | | 211,484 |
| 自己株式の取得 | | | | △6 | △6 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 23,743 | 23,743 | 211,484 | △6 | 258,964 |
| 当 期 末 残 高 | 10,012,040 | 192,326 | △5,946,683 | △15 | 4,257,668 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------------|-------------|--------------|---------------|---------|-----------|
| | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 237,891 | △36,684 | 201,206 | 276,191 | 4,476,102 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | | | | 47,486 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 211,484 |
| 自己株式の取得 | | | | | △6 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △68,737 | 5,185 | △63,552 | △14,422 | △77,974 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △68,737 | 5,185 | △63,552 | △14,422 | 180,989 |
| 当 期 末 残 高 | 169,153 | △31,498 | 137,654 | 261,768 | 4,657,091 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 34社

① 主要な連結子会社名

- ・アライドテレシス株式会社
- ・Allied Telesis, Inc.

② 新たに連結の範囲に含めた子会社

該当事項はありません。

③ 新たに連結の範囲から除外した子会社

- ・Allied Telesis (Suzhou) Co., Ltd.
- ・Allied Telesis Soluções de Rede Ltda.
- ・Allied Telesyn International (Malaysia) SDN. BHD.

当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社名

- ・Allied Telesis Panama Inc.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

持分法を適用していない非連結子会社Allied Telesis Panama Inc.は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が重要な影響を及ぼさないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Allied Telesis India Private Ltd.の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)により、海外連結子会社は、定額法によっております。
主な耐用年数
建物及び構築物(3年~38年)
機械装置及び運搬具(5年~6年)
工具、器具及び備品(3年~20年)
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 自社利用ソフトウェア 社内における見込利用可能期間(3年又は5年)に基づく定額法によっております。
販売用ソフトウェア 販売可能な見込有効期間(3年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 (ヘッジ手段) 金利スワップ 為替予約取引
 (ヘッジ対象) 借入金の利息 外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

当社の市場リスク管理要領に基づき、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的が必要な範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ有効性の評価は、原則としてヘッジ取引開始時点から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

また、リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。

- i. 金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。
- ii. 金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。
- iii. 長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスが一致している。
- iv. 長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。
- v. 金利スワップの受払い条件がスワップ期間を通して一定である。

従って、特例処理の要件を満たす金利スワップについては決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

次の資産を担保に供しております。

| 科目 | |
|---------|-------------|
| 商品及び製品 | 878,729千円 |
| 建物及び構築物 | 349,940千円 |
| 土地 | 2,377,832千円 |
| 計 | 3,606,501千円 |

上記の担保資産に対する債務は次のとおりであります。

| 科目 | |
|---------------|-------------|
| 短期借入金 | 1,600,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 252,855千円 |
| 長期借入金 | 906,000千円 |
| 計 | 2,758,855千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,676,556千円

3. 財務制限条項

平成30年6月27日付シンジケートローン契約

(組成総額 4,330,000千円のうち、コミットメントライン契約 1,600,000千円、タームローン契約 2,730,000千円)

- 平成30年12月期決算(当該期を含む。)以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2,000,000千円以上に維持すること。
 - 平成30年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益と連結のキャッシュ・フロー計算書上の減価償却費の合計が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、平成31年12月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。
- 抵触した場合、当社は借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加株式数 | 減少株式数 | 当連結会計年度末 |
|-------|-------------|---------|-------|-------------|
| 普通株式 | 109,079,545 | 553,000 | — | 109,632,545 |

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加株式数 | 減少株式数 | 当連結会計年度末 |
|-------|-----------|-------|-------|----------|
| 普通株式 | 152 | 34 | — | 186 |

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する事項

| | | | |
|------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 発行決議の日 | 平成21年3月30日(株主総会)及び平成22年3月2日(取締役会) | 平成21年3月30日(株主総会)及び平成22年3月2日(取締役会) | 平成23年3月29日(株主総会)及び平成24年3月14日(取締役会) |
| 新株予約権の数 | 9,200個 | 32,300個 | 25,730個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 920,000株 | 3,230,000株 | 2,573,000株 |

| | |
|------------------|------------------------------------|
| 発行決議の日 | 平成24年3月27日(株主総会)及び平成25年3月14日(取締役会) |
| 新株予約権の数 | 34,235個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,423,500株 |

(注)目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その信用状況を定期的に把握する体制としています。

また、在外子会社の受取手形及び売掛金は、為替リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、適宜先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金については、営業取引及び設備投資等に係わる資金を短期及び長期の適切な配分により調達しております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約毎にデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規定に従い、取締役会の承認を得た市場リスク管理施策に基づき、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額が無い場合には合理的に算出された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照）。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------|--------------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 3,599,921 | 3,599,921 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 5,951,118 | | |
| 貸倒引当金(※1) | △94,324 | | |
| 受取手形及び売掛金 | 5,856,793 | 5,856,793 | — |
| 資産計 | 9,456,714 | 9,456,714 | — |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 2,219,366 | 2,219,366 | — |
| (2) 短期借入金 | 2,029,970 | 2,029,970 | — |
| (3) 長期借入金(※2) | 5,970,649 | 5,978,900 | 8,251 |
| 負債計 | 10,219,985 | 10,228,236 | 8,251 |
| デリバティブ取引(※3) | 846 | 846 | — |

(※1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(※2) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表価額 (千円) |
|-------------|----------------|
| 非上場関係会社有価証券 | 1,377 |
| 非上場株式 | 1,892 |

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| 区分 | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) |
|-----------|-----------|--------------|
| 現金及び預金 | 3,599,921 | — |
| 受取手形及び売掛金 | 5,951,118 | — |

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

| 区分 | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|-----------|--------------|----------|
| 長期借入金 | 1,583,999 | 3,912,649 | 474,000 |

V. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|--------------------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 40円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 (算定の基礎) | 1円93銭 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 211,484千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 211,484千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 109,528,120株 |

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

VII. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 主な場所 | 用途 | 種類 | 金額 (千円) |
|--------------------|-------|----------------------|---------|
| ヨーロッパ、中東 及びアフリカ | 事業用資産 | 建物及び構築物 工具、器具及び備品 | 8,224 |
| 計 | | | 8,224 |

当社グループは、事業の地域別セグメントを基礎としてグルーピングを行っており、販売会社用資産については、地域単位でグルーピングを行っております。

また、本社、研究開発施設、自社工場等の独立してキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。

当連結会計年度において、上記の事業用資産について、事業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(8,224千円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物2,987千円、工具、器具及び備品5,237千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、回収可能価額を見積り算定しております。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|------------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 2,975,095 | 流 動 負 債 | 7,040,141 |
| 現 金 及 び 預 金 | 1,646,633 | 短 期 借 入 金 | 2,000,000 |
| 受 取 手 形 | 2,516 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,166,400 |
| 売 掛 金 | 762,331 | 未 払 金 | 1,023,346 |
| 前 払 費 用 | 75,338 | 未 払 費 用 | 9,611 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 206,897 | 未 払 法 人 税 等 | 4,095 |
| 未 収 入 金 | 145,258 | 預 り 金 | 2,000 |
| 関 係 会 社 立 替 債 権 | 120,373 | 賞 与 引 当 金 | 2,203 |
| 未 収 法 人 税 等 | 15,760 | 関 係 会 社 立 替 債 務 | 2,753,119 |
| そ の 他 | 200 | そ の 他 | 79,363 |
| 貸 倒 引 当 金 | △214 | 固 定 負 債 | 3,838,452 |
| 固 定 資 産 | 10,833,380 | 長 期 借 入 金 | 3,703,200 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,862,311 | 退 職 給 付 引 当 金 | 46,764 |
| 建 物 | 19,743 | 資 産 除 去 債 務 | 67,286 |
| 構 築 物 | 1,413 | 長 期 未 払 金 | 21,200 |
| 車 両 運 搬 具 | 888 | 負 債 合 計 | 10,878,593 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 1,941 | (純 資 産 の 部) | |
| 土 地 | 1,834,758 | 株 主 資 本 | 2,709,152 |
| 建 設 仮 勘 定 | 3,566 | 資 本 金 | 10,012,040 |
| 無 形 固 定 資 産 | 15,918 | 資 本 剰 余 金 | 204,365 |
| ソ フ ト ウ エ ア | 15,270 | 資 本 準 備 金 | 204,365 |
| そ の 他 | 647 | 利 益 剰 余 金 | △7,507,238 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 8,955,150 | 利 益 準 備 金 | 156,390 |
| 投 資 有 価 証 券 | 1,892 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △7,663,629 |
| 関 係 会 社 株 式 | 4,072,978 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | △7,663,629 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 5,972,121 | 自 己 株 式 | △15 |
| 差 入 保 証 金 | 339,044 | 新 株 予 約 権 | 220,730 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 9,883 | 純 資 産 合 計 | 2,929,882 |
| 関 係 会 社 長 期 未 収 入 金 | 760,540 | 負 債 純 資 産 合 計 | 13,808,475 |
| そ の 他 | 25,899 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | △2,227,210 | | |
| 資 産 合 計 | 13,808,475 | | |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自平成30年1月1日
至平成30年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----------|-----------|
| 営業収益 | | |
| ロイヤリティ収入 | 4,052,314 | |
| 不動産賃貸収入 | 316,559 | 4,368,873 |
| 営業費用 | | |
| 研究開発費 | 4,011,458 | |
| 不動産賃貸原価 | 263,774 | |
| その他 | 640,251 | 4,915,484 |
| 営業損失 | | 546,610 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 98,301 | |
| 受取配当金 | 27,052 | |
| システム利用料 | 178,408 | |
| その他 | 32,201 | 335,964 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 92,000 | |
| 支払手数料 | 135,000 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 280,775 | |
| 為替差損 | 85,331 | |
| その他 | 1,256 | 594,363 |
| 経常損失 | | 805,009 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 567 | 567 |
| 税引前当期純損失 | | 804,442 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 13,700 | |
| 法人税等調整額 | △187,230 | △173,530 |
| 当期純損失 | | 630,911 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日
至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | |
|-----------------------------|------------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高 | 9,988,297 | 180,622 | 180,622 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 23,743 | 23,743 | 23,743 |
| 当 期 純 損 失 | | | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 23,743 | 23,743 | 23,743 |
| 当 期 末 残 高 | 10,012,040 | 204,365 | 204,365 |

| | 株主資本 | | | | |
|-----------------------------|---------|---------------------|------------|------|-----------|
| | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 156,390 | △7,032,717 | △6,876,326 | △8 | 3,292,584 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | | | | 47,486 |
| 当 期 純 損 失 | | △630,911 | △630,911 | | △630,911 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △6 | △6 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | △630,911 | △630,911 | △6 | △583,431 |
| 当 期 末 残 高 | 156,390 | △7,663,629 | △7,507,238 | △15 | 2,709,152 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 当 期 首 残 高 | 235,152 | 3,527,736 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | 47,486 |
| 当 期 純 損 失 | | △630,911 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | △6 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | △14,422 | △14,422 |
| 事業年度中の変動額合計 | △14,422 | △597,854 |
| 当 期 末 残 高 | 220,730 | 2,929,882 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

| | | |
|---------------|---------|-------------|
| その他有価証券 | 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| 子会社株式及び関連会社株式 | | 移動平均法による原価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

| | | |
|--------|---|-------------------|
| 主な耐用年数 | 建 | 物 (3年~38年) |
| | 構 | 築 物 (10年~20年) |
| | 工 | 具、器具及び備品 (3年~20年) |

(2) 無形固定資産 自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間
(リース資産を除く) (3年又は5年)に基づく定額法

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

| | | |
|---------|--------|---------|
| (ヘッジ手段) | 金利スワップ | 為替予約取引 |
| (ヘッジ対象) | 借入金の利息 | 外貨建金銭債務 |

(3) ヘッジ方針

当社の市場リスク管理要領に基づき、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で必要な範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ有効性の評価は、原則としてヘッジ取引開始時点から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。

- ① 金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。
- ② 金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。
- ③ 長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスが一致している。
- ④ 長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。
- ⑤ 金利スワップの受払い条件がスワップ期間を通して一定である。

従って、特例処理の要件を満たす金利スワップについては決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

科目

| | |
|-----|-------------|
| 構築物 | 1,413千円 |
| 土地 | 1,834,758千円 |
| 計 | 1,836,171千円 |

上記の資産は、当社の短期借入金1,600,000千円、1年内返済予定の長期借入金108,000千円及び長期借入金906,000千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 37,107千円

3. 保証債務

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Allied Telesis, Inc. | | |
| 借入金に対する保証債務 | (1,305千USD) | 144,855千円 |
| Allied Telesis International (Asia) Pte. Ltd. | | |
| リース契約に関する保証債務 | (1,094千SGD) | 88,634千円 |
| 売買契約に関する保証債務 | (1,170千USD) | 129,943千円 |
| 借入金に対する保証債務 | (1,270千USD) | 275,970千円 |
| | (135,000千円) | |
| Allied Telesis (Hong Kong) Ltd. | | |
| 借入金に対する保証債務 | (1,350千USD) | 179,850千円 |
| | (30,000千円) | |
| Allied Telesis Asia Pacific Pte. Ltd. | | |
| 借入金に対する保証債務 | (3,000千USD) | 333,000千円 |
| アライドテレシス株式会社 | | |
| 借入金に対する保証債務 | | 90,000千円 |
| 輸入取引に関する保証債務 | | 167,236千円 |
| アライドテレシスキャピタルジャパン株式会社 | | |
| リース契約に関する保証債務 | | 51,925千円 |
| 借入金に対する保証債務 | | 107,344千円 |
| 計 | | 1,568,759千円 |

4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

| | | |
|--------|--|-----------|
| 短期金銭債権 | | 907,376千円 |
| 短期金銭債務 | | 956,151千円 |

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

| | | |
|-----------|--|-------------|
| ロイヤリティ収入 | | 4,052,314千円 |
| 不動産賃貸収入 | | 316,559千円 |
| 研究開発費 | | 4,008,680千円 |
| 業務委託費 | | 15,086千円 |
| 営業取引以外の収益 | | 328,611千円 |

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 | 152 | 34 | — | 186 |

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------|--------------|
| 繰延税金資産 | |
| 試験研究費 | 1,092,090千円 |
| 繰越欠損金 | 736,712千円 |
| 投資有価証券減損 | 15,636千円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 681,971千円 |
| 関係会社株式減損 | 4,159,626千円 |
| 賞与引当金 | 2,975千円 |
| 退職給付引当金 | 20,810千円 |
| 株式報酬費用 | 53,959千円 |
| 減価償却超過額 | 9,569千円 |
| 固定資産減損 | 120,398千円 |
| その他 | 32,523千円 |
| 繰延税金資産 小計 | 6,926,277千円 |
| 評価性引当額 | △6,709,496千円 |
| 繰延税金資産合計 | 216,781千円 |

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事 者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) | | |
|--|--------------------------|------------------|--------------------------|---------------------|----------------------------|---|------------|-------------------------------|--------------------------|--------------|---------|---------|
| 子会社 | アライドテレスিস株式会社 | 東京都品川区 | 1,987,000千円 | ネットワーク関連機器の開発・販売・保守 | 直接100% | 役員兼任 ロイヤリティ受取 決済代行 不動産賃貸 開発委託 債務保証 | ロイヤリティ収入注1 | 3,295,272 | 関係会社 立替債務 | 2,743,829 | | |
| | | | | | | | 決済代行注2 | 4,407,862 | | | | |
| | | | | | | | システム利用料注3 | 106,651 | | | 売掛金 | 525,936 |
| | | | | | | | 研究開発注4 | 406,794 | | | — | — |
| | 債務保証注5 | 257,236 | — | — | | | | | | | | |
| | アライドテレスিসキャピタルジャパン株式会社 | 東京都品川区 | 115,000千円 | ネットワーク関連機器の販売 | 直接100% | 役員兼任 債務保証 | 債務保証注6 | 159,269 | — | — | | |
| | Allied Telesis, Inc. | San Jose U. S. A | 18千米ドル | ネットワーク関連機器の開発・販売 | 直接54.2% | 役員兼任 開発委託 ロイヤリティ受取 資金の援助 債務保証 | 研究開発注4 | 1,552,293 | 関係会社 長期 貸付金 注12 | 158,164 | | |
| | | | | | | | ロイヤリティ収入注1 | 577,568 | | 売掛金 | 187,845 | |
| | | | | | | | 受取利息注7 | 98,200 | | — | — | |
| | | | | | | | システム利用料注3 | 71,757 | | — | — | |
| 債務保証注8 | 144,855 | — | — | | | | | | | | | |
| Allied Telesis Capital Corp. | San Jose U. S. A | 1,000千米ドル | ネットワークサービス | 直接100% | 役員兼任 開発委託 | 研究開発注4 | 555,313 | 未払金 | 469,316 | | | |
| Allied Telesis Wireless Ltd. | Israel | 40千米ドル | ネットワーク関連機器の開発・販売 | 直接100% | 資金の援助 | 受取利息注9 | — | 関係会社 長期 貸付金 注13 | 1,081,468 | | | |
| | | | | | | 資金の貸付 | 147,917 | | — | — | | |
| Allied Telesis Labs Ltd. | Christchurch New Zealand | 5,280千ニュージーランドドル | ネットワーク関連機器の開発 | 直接100% | 役員兼任 開発委託 | 研究開発注4 | 1,162,340 | 未払金 | 188,193 | | | |
| Allied Telesis International (Asia)Pte. Ltd. | Singapore | 33,582千シンガポールドル | ネットワーク関連機器の製造、物流統括、販売、開発 | 直接100% | 債務保証 | 債務保証注10 | 494,547 | — | — | | | |
| Allied Telesis (Hong Kong)Ltd. | 香港中国 | 30,012千米ドル | ネットワーク関連機器の製造、物流統括 | 直接100% | — | 債務保証注8 | 179,850 | — | — | | | |
| Allied Telesis Asia Pacific Pte. Ltd. | Singapore | 500千シンガポールドル | ネットワーク関連機器の販売 | 間接100% | 債務保証 | 債務保証注8 | 333,000 | — | — | | | |
| Allied Telesis (China) Ltd. | 中国 | 20,678千人民元 | ネットワーク関連機器の販売 | 直接100% | — | — | — | 関係会社 長期 未収 入金 注11 | 633,421 | | | |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ロイヤリティ収入につきましては、子会社の販売価額を基準として合理的に決定しております。
2. 当社は、アライドテレシス株式会社の売上代金の回収等及び仕入代金の支払等に関する包括的な決済代行を行っており、代理回収による入金額と代理支払による出金額の差額を取引金額として記載しております。
3. システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
4. 研究開発費につきましては、子会社の原価を基準として合理的に決定しております。
5. 債務保証は、借入金及び売買契約について当社が債務を保証したものであります。
6. 債務保証は、借入金及びリース契約について当社が債務を保証したものであります。
7. 貸付金の金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
8. 債務保証は、借入金について当社が債務を保証したものであります。
9. 利息支払遅延のため、会計上受取利息を不計上としております。
10. 債務保証は、借入金、リース契約及び売買契約について当社が債務を保証したものであります。
11. 関係会社長期未収入金に対し、633,421千円の貸倒引当金を計上しております。
12. 関係会社長期貸付金に対し、89,570千円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において89,570千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
13. 関係会社長期貸付金に対し、1,081,468千円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において157,693千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
14. 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------------------------------|----------------|------------|------------------|---------------|----------------------------|-------------------|---------------|------------------|-------|--------------|
| 役員に近い者が 議決権の過半数を 所有している会社 | ㈱スタンフォード | 京都市 右京区 | 10,000 千円 | 不動産業 | — | 不動産の賃貸 子会社役員兼任 | 賃借料の支払 管理費 | 75,600 26,400 | 差入保証金 | 189,000 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 建物等の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上、賃借料金額を決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含めておりません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 24円71銭
2. 1株当たり当期純損失 5円76銭
(算定の基礎)
当期純損失 630,911千円
普通株式に係る当期純損失 630,911千円
普通株式の期中平均株式数 109,528,120株

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年 2月27日

アライドテレシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

| | |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 茂木 浩之 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 高橋 篤史 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 菊池 寛康 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アライドテレシスホールディングス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドテレシスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年 2月27日

アライドテレシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

| | |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 茂木 浩之 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 高橋 篤史 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 菊池 寛康 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アライドテレシスホールディングス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年3月4日

アライドテレシスホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 足立政治 ㊟

社外監査役 青木成夫 ㊟

社外監査役 新井章治 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------|---------------------------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条～第3条 (省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| (新設) | (機関) |
| | <u>第4条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| | ①取締役会 |
| | ②監査等委員会 |
| | ③会計監査人 |
| 第4条 (省略) | 第5条 (現行どおり) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第5条～第11条 (省略) | 第6条～第12条 (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. (省略) 3. (省略)</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">3. 監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会は、すべての取締役で組織する。</p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長等)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>4. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(取締役会の決議の省略) <u>第25条</u> <u>取締役の全員が取締役会の決議の目的事項について書面または電磁的記録により同意し、かつ、監査役が異議を述べない場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の決議の省略) <u>第24条</u> <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) <u>第25条</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>第26条 (省略)</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第27条</u> <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第27条</u> <u>取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| <p>第28条 (省略)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置) <u>第29条</u> <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数) <u>第30条</u> <u>当社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) <u>第31条</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> | <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|------|
| <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | (削除) |
| <p>(監査役の任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p>(常勤監査役) 第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> | (削除) |
| <p>(監査役会) 第34条 <u>監査役会は、すべての監査役で組織する。</u> 2. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> | (削除) |
| <p>(監査役の報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削除) |
| <p>(監査役の責任免除) 第36条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> | (削除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p><u>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度とする。</u></p> | |
| <p>(新設)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(常勤の監査等委員)</p> |
| | <p><u>第29条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の招集)</p> |
| | <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> |
| | <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会規程)</p> |
| | <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> | <p>第6章 会計監査人</p> |
| <p>(会計監査人の設置)</p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>第37条 当社は会計監査人を置く。</u></p> | |
| <p>第38条～第39条 (省略)</p> | <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> |
| <p>(会計監査人の報酬等)</p> | <p>(会計監査人の報酬等)</p> |
| <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役会長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> | <p><u>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役会長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>第41条 (省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第44条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本株主総会終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-------|---|--|---------------|
| 1 | おおしま たかよし 大嶋 章禎 (昭和15年9月17日生) | 昭和62年3月 当社代表取締役社長 昭和62年9月 当社代表取締役会長（現任） 昭和62年9月 Allied Telesis, Inc. 取締役会長兼CEO（現任） 平成16年12月 アライドテレシス(株)代表取締役社長（現任） | 一株 |
| 2 | サチエ オオシマ Sachie Oshima (昭和46年8月9日生) | 平成16年1月 Allied Telesis, Inc. 取締役（現任） 平成16年3月 当社取締役 平成17年5月 Allied Telesis Capital Corp. 取締役（現任） 平成19年2月 スタンフォード大学医学部特任准教授（現任） 平成19年3月 当社取締役退任 平成22年3月 当社取締役（現任） | 一株 |
| 3 | アッシュ パドワル Ashit Padwal (昭和39年1月5日生) | 平成18年1月 Allied Telesis Capital Corp. 取締役（現任） 平成23年9月 Allied Telesis, Inc. チーフリスクオフィサー（現任） 平成24年3月 当社取締役（現任） 平成25年1月 米国航空宇宙工業会サプライチェーン諮問委員会メンバー（現任） 平成25年1月 国際プリント基板協会政府関係委員会メンバー（現任） | 一株 |

- (注) 1. 大嶋章禎氏は、アライドテレシス(株)の代表取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社の100%子会社であり、特別の利害関係はありません。
2. Sachie Oshima氏は、当社代表取締役会長大嶋章禎氏の子であります。
3. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-------|--|---|---------------|
| 1 | <p>新任 社外</p> <p>いのうえ たかし 井上 隆司 (昭和31年8月24日生)</p> | <p>昭和56年10月 監査法人サンワ・東京丸の内事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所</p> <p>昭和60年5月 公認会計士登録</p> <p>平成10年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)社員就任</p> <p>平成30年9月 有限責任監査法人トーマツ退所</p> <p>平成30年10月 井上隆司公認会計士事務所開設(現任)</p> <p>平成30年10月 共栄会計事務所パートナー就任(現任)</p> | 一株 |
| 2 | <p>新任 社外</p> <p>むらやま まさかず 村山 正和 (昭和25年11月28日生)</p> | <p>昭和50年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行</p> <p>昭和60年11月 ソロモンブラザーズ社(現シティ・グループ)入社</p> <p>平成12年8月 メリルリンチ日本証券(株)入社</p> <p>平成18年7月 J Lキャピタル社社長</p> <p>平成20年7月 同社アドバイザー(現任)</p> <p>平成21年3月 当社取締役(現任)</p> | 10,000株 |
| 3 | <p>新任 社外</p> <p>あらい しょうじ 新井 章治 (昭和21年9月7日生)</p> | <p>昭和46年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話(株))入社</p> <p>平成7年6月 NTTデータ通信(株)(現(株)NTTデータ)東北支社長</p> <p>平成10年6月 NTTデータ・カスタマーサービス(株)代表取締役常務</p> <p>平成15年6月 ジャパンシステム(株)常務取締役</p> <p>平成18年4月 (株)ネットリーシング代表取締役</p> <p>平成23年3月 当社監査役(現任)</p> | 一株 |

- (注) 1. 略歴等における会社名の一部は、略称で記載しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 村山正和氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
4. 当社は、村山正和氏及び新井章治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。各氏の選任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定であります。
- また、井上隆司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

①井上隆司氏は、公認会計士としての専門的な知識を有しており、その財務および会計に関する知見を活かし、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

②村山正和氏は、現在、当社の社外取締役であり、その職務を適切に遂行していただいております。同氏は金融分野における専門知識及び経営に関する幅広い知識・経験を有しており、これらの経験や実績を活かし、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

③新井章治氏は、現在、当社の社外監査役であり、その職務を適切に遂行していただいております。同氏は経営に関する幅広い知識・経験を有しており、これらの経験や実績を活かし、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

6. 候補者の独立性について

当社は、村山正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、井上隆司氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の取締役の報酬等の額は、平成15年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額7億円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額7億円以内と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5千万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び監査等委員である取締役、当社グループ会社の従業員、取締役、監査役並びに社外協力者に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の発行は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」としてご承認をお願いしております確定金額報酬とは別に、その具体的な内容及び具体的な算定方法についても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名、当社の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は3名）となり、ストックオプションとしての新株予約権の割当数は、当社取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）に対し22,500個、当社監査等委員である取締役に対し2,500個が上限となります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社の従業員、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び監査等委員である取締役、当社グループ会社の従業員、取締役、監査役並びに社外協力者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 本新株予約権の数の上限

新株予約権50,000個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式5,000,000株を上限とし、下記(3)①の規定に従い付与株式数が調整される場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

- (2) 本新株予約権については、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を決議した日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- (ア) 本新株予約権割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(イ) 本新株予約権割当日後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で新株式の発行又は本新株予約権自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(ウ) 上記のほか、本新株予約権割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

付与決議日より2年を経過した日から当該決議日より10年を経過する日までとする。

④ 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

⑤ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦本新株予約権の取得条項

(ア)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(イ)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(ウ)本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

⑧組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(イ)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (ウ)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- (エ)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②に準じて決定する。
- (オ)新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める行使期間の満了日までとする。
- (カ)新株予約権の行使の条件
上記④に準じて決定する。
- (キ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記⑤に準じて決定する。
- (ク)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (ケ)新株予約権の取得条項
上記⑦に準じて決定する。
- ⑨新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- ⑩新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
- ⑪新株予約権の公正価額の算定方法
当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当社監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等の額の算定の前提となる新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は平成31年3月27日(水曜日)午後5時30分までです。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

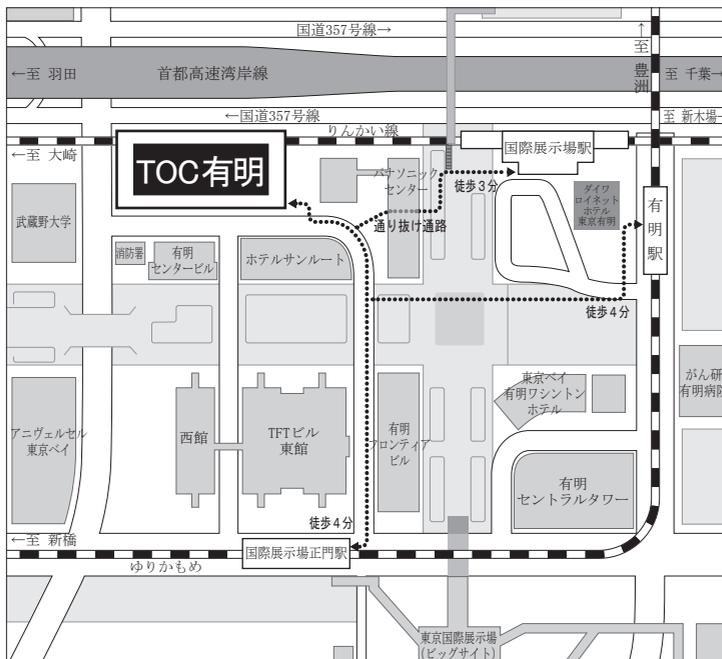
2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

株主総会会場ご案内図

※開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。



○場所 TOC有明4階 EASTホール
東京都江東区有明三丁目5番7号

※一旦、エスカレーターで2階へお上がりいただき、そこから別のエスカレーターまたはエレベーターで4階までお越しください。

○交通 東京臨海高速鉄道りんかい線「国際展示場駅」 徒歩3分
東京臨海新交通りんかい線（ゆりかもめ）
「国際展示場正門駅」または「有明駅」 徒歩4分
（ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。）